

【保険】凍結胚保存期間満了における延長手続き方法

医師の診察、必要書類の提出と延長料金のお支払いが必要です。

お電話にて、保険での凍結胚延長の意思をお伝えいただき、ご予約をお取りください。

但し、保険でのご延長は、治療計画が立っていることが前提となります。

更新手続き期限までに治療計画が立たない場合は、自費でのご延長となります。

また、胚移植予定で、凍結保存管理満了日までに胚移植が行われなかった場合には、ご延長のお手続きが必要となりますので、余裕を持って治療計画を立てていただくようお願いいたします。

【治療計画が立っている場合】

- ・医師の診察があります。診察は、診療予約の際に同時に受けていただくことも可能です。
- ・ご来院の際に凍結胚保存期間延長申請書をご記入の上、ご持参ください。申請書は、当院ホームページよりダウンロードの上、ご自身で印刷いただくようお願いいたします。
- ・胚凍結保存維持管理料：10,500円＋当日の診察代のお支払いが必要となります。

【治療計画が立っていない場合】

- ・医師の診察と治療計画を立てる必要がありますので、ご夫婦でご来院ください。
- ・ご来院の際に凍結胚保存期間延長申請書をご記入の上、ご持参ください。申請書は、当院ホームページよりダウンロードの上、ご自身で印刷いただくようお願いいたします。
- ・胚凍結保存維持管理料：10,500円＋当日の診察代のお支払いが必要となります。

手続きに際しご不明な点がございましたら、診療時間内に「培養室」まで電話にてお問い合わせ下さい。

お問い合わせ電話番号：022-248-5001（代表）

※お問い合わせは診療時間内をお願いします。（診療時間は曜日より異なりますのでご注意ください）

※担当者が不在の場合、返答にお時間をいただく場合がございますが予めご了承ください。